

平成 31 年度カナガワ リ・古典プロジェクト in 秦野 業務委託仕様書

1 委託事業の目的

(1) 「カナガワ リ・古典プロジェクト」とは

神奈川県にゆかりのある文化遺産を新しい発想で、現代を生きる文化芸術として県内外に「再」発信し、伝統文化の魅力を一人でも多くの方に体感いただき、県内各地の貴重な伝統文化を、将来に継承していく取組である。

これまで、文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」補助金を活用し、平成 25 年度の第 1 回は横浜市西区紅葉ヶ丘地区の 3 つの公共ホールを会場に開催、平成 26 年度は藤沢市江の島島内で、平成 27 年度は伊勢原市大山周辺、平成 28 年度は史跡小田原城跡等、平成 29 年度は大磯港芝生広場、平成 30 年度は茅ヶ崎市民文化会館等県内の主要な観光スポットと舞台にこれまで 6 回開催した。

(2) 秦野市周辺における地域資源を活かした地域活性化

7 回目の開催となる平成 31 年度は、秦野市を舞台に、県内の古典や各地の貴重な伝統文化の魅力・価値を再発見し、将来にわたり大切に継承していこうという機運につなげていくことを目指し、日本の文化を紹介するための民俗芸能フェスティバル事業を開催する。

2 委託契約期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 27 日(金)

3 委託事業の内容

主会場を秦野市文化会館とし、周辺の文化財等を活用して開催する「平成 31 年度カナガワ リ・古典プロジェクト in 秦野」の企画、制作、運営、報告書の作成

(1) 事業の趣旨・特徴

本事業の提案に当たっては、上記の「1 目的」と下記ア～オを理解した上で行うこと。

ア 本事業は、秦野市を中心として、行政・民間団体等との協働事業としての性格もあることから、地元団体や民俗芸能団体等との調整については、実行委員会（*別添委員会名簿参照）と連携を図りながら実施する必要があること。

イ 本事業は、文化庁の文化遺産総合活用推進事業として実施することから、当該事業の補助要件に従う必要がある。提案に当たっては「文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）募集案内」等を確認し、それらの規定を遵守すること。

ウ 本事業の目的を達成するため、現代を生きる文化芸術を使った演出を取り入れるなど、見せ方の工夫をすること。

エ 本事業は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「文化プログラム」として、本県にゆかりのある伝統文化を国際的に発信する観点も重視し、外国人が高い関心を持つ日本の伝統文化を、最新のデジタル技術と組み合わせ、今までにない形で再構成し、発信すること。（プロジェクトマッピングは除く）

オ 本事業は、秦野市文化会館をメイン会場とし、大ホールホワイエや市民広場を活用し、地元の地域資源を用いた体験ワークショップや物産展を実施することで、地域の賑わいの創出による地域活性化を行うなどの工夫をすること。

(2) 会場

①秦野市文化会館（大ホール・小ホール・展示室・大ホールホワイエ）

②市民広場

※秦野市文化会館大ホールと市民広場の使用は必須。その他の使用については受託者の提案に委ねる

(3) 実施日

平成31年10月20日（日）

(4) 目標来場者数

1,500名（「1,500名」のカウントは、各事業に参加した延べ人数とする。）

(5) 内容

発注者が事業を計画するに当たり、予め活用する文化財等を特定しておく必要があるため、既に一部の演目等を次のア～エのとおり想定している。想定内容を遵守し、その他の演目については、力を踏まえて実施すること。

なお、大ホールで実施する舞台演出については、実行委員会が選定した舞台等総合演出家を起用して、地域の特徴や文化資源等を柔軟に活用し、より独創性に富み、芸術性が高いものとなるよう留意すること。また、一部の演目は、来場者が参加する形式とし、民俗芸能を「鑑賞する」だけでなく、「体験できる」内容とすること。

ア 民俗芸能に関する上演、体験ワークショップ、シンポジウム及び講演のいずれかを実施すること。なお、実施に当たっては、次の（ア）及び（イ）の文化財をできる限り取り入れること。

（ア）秦野市に継承される無形民俗文化財

・相模のささら踊り ・鶴巻若衆囃子 など

（イ）秦野市を除く神奈川県内の地域に継承される無形民俗文化財

・新城郷土芸能囃子曲持 ・箱根の湯立獅子舞 ・山北のお峯入り など

イ 竹本駒之助氏（人間国宝）及びそのお弟子さんによる義太夫節の上演や体験ワークショップ

ウ 秦野市の有形文化財の概要・歴史等を紹介するシンポジウムや講演及び周遊企画（一部見学も検討）

（ア）宇山商事店舗兼主屋 （イ）五十嵐商店店舗兼主屋 ほか倉庫4棟

（ウ）蓑毛大日堂 ほか3棟 （エ）曾屋水道 （オ）秦野たばこ祭 など

エ 本事業関連地域の工芸品体験教室及び展示会

（ア）箱根寄木細工 （イ）Bamboo Project Japan など

オ 現代芸術と伝統文化のコラボレーション企画

カ デジタル技術は、昔の風景を蘇らせる工夫や民俗芸能の「背景」や「振付け等」の意味をより分かりやすく伝えるために用いること。

キ 外国人を集客するための具体的なアプローチ方法と目標来場者数に対する集客目標を設定すること。

ク その他、事業実施に当たっては、以下の項目に配慮すること。

(ア) 来場者が、民俗芸能や伝統工芸を体験できるワークショップ等を実施すること。

(イ) 上記イの「義太夫節」については、演目・出演等について発注者と受注者が協議のうえ決定すること。

(ウ) 上記ウの「秦野市の有形文化財の概要・歴史等を紹介するシンポジウムや講演及び周遊企画」については、各施設の指定管理者等と連携を図りながら受注者が独自の提案を行うこと。

(エ) 上記エの「本事業関連地域の工芸品体験教室及び展示会」については、事業者と自治体と連携しながら実施すること。

(オ) 上記オの「現代芸術と伝統文化のコラボレーション企画」については、受注者が独自の提案を行うこと。

(カ) 上記カの「デジタル技術」については、受注者が提案を行うこと。ただし、大ホールの舞台演出については、契約締結後に実行委員会が選定した舞台等総合演出家と調整のうえ決定すること。

(キ) 上記キの「目標来場者数に対する集客目標」については、受注者が設定するが具体的な数値を設定すること。

4 委託業務の範囲

(1) 企画構成、事業ネーミング、出演者調整、演出、楽曲構成、進行、イベント会場設営・運営関係、楽屋割当て、その他公演とリハーサルに関わる関係者の日程調整、会場の予約・調整、進行管理等制作業務全般

ア 委託事業の実施にかかる大ホールの舞台演出、進行等については、実行委員会
が選定した舞台等総合演出家と調整して行うこと。

イ 出演者調整、イベント会場設営・運営関係については、発注者と連携して行う
こと。

(2) 公演チラシの製作・配布並びに公演プログラムの製作・配布（神奈川文化プログラムのマークを入れること。）

神奈川文化プログラムのマーク



(3) 事業情報発信及びメディア、マスコミ等への広報（伝統文化の継承を考慮しつつ、外国人にも配慮し、各種広報物の多言語化等を図った上で、情報発信に努めること。）

(4) 主要駅から秦野市文化会館に至るまでの駅貼りやバナー等の効果的な広報

(5) 舞台、音響、照明等イベント会場周りの全体の設営、解体、運営に関する業務

(6) 公演の記録映像や記録資料の作成

(7) その他、本番当日に向けた必要な準備業務等

5 各出演団体への支払い

受注者から出演者へ支払う金額については、発注者と調整した上で決定すること。

6 会場及び利用料金の支払い

(1) 受注者が利用できる会場の施設及び日時は次のとおりとする。

ア 平成31年10月19日(土)9:00～22:00 秦野市文化会館全ての施設

イ 平成31年10月20日(日)9:00～22:00 秦野市文化会館全ての施設

※ 上記以外の時間を利用する場合には、時間外利用料金が発生するため、事前に必ず発注者と調整すること。

(2) 利用料金

施設の使用料に準ずる（秦野市文化会館の利用案内を確認すること）

7 舞台等総合演出家の業務範囲

主な業務の範囲は、「3 委託業務の内容」(1)のウ及びエを実現するための大ホールで実施する舞台演出方法の決定、タイムスケジュール(演目順)の策定、進行台本の作成を行う。

なお、総合演出家の氏名、略歴、報酬等は、参加意思表明書の提出者に別途提示する。

8 安全管理

受注者は、この業務を行うに当たり、安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止させる等、安全確保に最大限の注意を払うこと。

9 事業実施に伴う留意事項

(1) 秦野市をはじめとする行政や民間事業者、その他の団体との協働事業として、関係団体及び実行委員会と連携を図りながら運営すること。

(2) 関係法令を遵守すること。

(3) 舞台等の設営については、地元市町村所管課及び指定管理者等と十分に協議すること。

(4) 障がい者、高齢者等をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮された施設設備を行うこと。

(5) 文化庁の「文化遺産総合活用推進事業」の国庫補助金で実施する部分については、「文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要綱」等に基づいて実施すること。

また、報告書の作成にあたっては、経費の内訳書を添付することとし、それぞれの

費用の財源を明示すること。

(主に遵守すべき項目)

ア 補助対象経費及び上限金額（上限金額を超える部分については、実行委員会と協議の上、県負担金等により支出額を決定する。）

イ 印刷物（パンフレット、チラシ、ポスター、報告書等）については、文化庁のシンボルマークと事業名称を併記して掲載すること。

10 契約期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 27 日（金）まで

11 事業報告書の提出等

(1) 提出物

ア 事業実績報告書（事業の実施状況及び経費の内訳を添付）

イ 業務完了報告書

ウ 経費内訳書

エ 成果物として、チラシ、パンフレット等、進行台本及びアンケート結果のデータを併せて提出すること。

オ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演に係る記録映像を納めた DVD 媒体 10 枚及び記録写真データを納めた DVD 媒体 5 枚（映像は、位置づけとしては舞台公演における記録という性格のもので構わない。）

(2) 提出期限

平成 32 年 3 月 20 日（金）

(3) 提出先

かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会

（事務局：神奈川県国際文化観光局文化課マゲカル推進グループ）

12 個人情報の取扱

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

14 著作権等の取扱

(1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

(3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。

- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

15 入場料収入

- (1) 秦野市文化会館大ホールの公演に関しては、入場料を徴収すること。
- (2) 入場料は、発注者と協議し、3,000円未満とすること。
- (3) 未就学児や青少年及び外国人等の入場料優遇措置を行うこと。
- (4) 入場料収入については、全額を事業費に充てること。
- (5) その収支については、事業報告書に添付すること。

16 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
 - (2) あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
 - ア 広報計画は、3カ月前までに作成し、発注者と協議のうえ随時決定すること。
 - イ 舞台演出、進行台本の内容については、実行委員会が選定した舞台等総合演出家と十分な調整を行ったうえで、発注者へ随時情報提供を行うこと。
 - ウ 出演者とのリハーサル等もスケジュール化し、定期的に行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、統括責任者を定めること。

17 その他

- (1) 受注者は、この委託業務を行うに当たり、定期的な連絡会の開催等により発注者と詳細な協議を行い、作業を進めるものとする。また、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 天候や交通状況の悪化等より、やむを得ず公演の開催が困難な場合等の不測の事態への対応は、発注者と協議のうえ、方針を決定しておくこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、実際の状況に応じて臨機応変に対応する必要があるため、本仕様の詳細部分については発注者と十分な調整を行ったうえで遂行すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議のうえ、決定すること。
- (5) 本事業の内容及び事業の遂行上知り得た秘密事項は、実行委員会の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。